

市 担当課
アンケート調査票

令和2年1月7日
第5回市民活動推進委員会
資料2-1

回答課 _____ 課
担当者 _____
内 線 _____

No. ● □ 行政提案型 □ 市民提案型

協働推進事業の名称 _____
現在の事業名 (事業を継続実施している場合に御記入ください) _____

設問1 事業担当課及び事業実施団体について【全事業対象】

※(2)は平成28年度以降に実施した事業について回答してください。

- (1) 協働推進事業担当課 _____
- (2) 協働推進事業実施時の主な担当者※ _____
- (3) 事業実施団体 _____
- (4) 団体側の主な担当者 ※今後団体に対しアンケートを送付する際に本情報を使用します。

ふりがな	
氏名	
書類送付先	〒
電話番号	
メールアドレス	

設問2 事業の実施状況について【全事業対象】

※協働推進事業実施年～令和元年度現在までの状況についてご回答ください。
※市民自治推進課にて把握している情報は入力済みです (この部分についても確認をお願いします)
※「事業形態」については、別紙3を参照してください。
※協働推進事業において締結した協定書や、委託契約の際の仕様書等が現存している場合には調査票と併せて御提出ください。

実施年度	事業形態※	総事業費 決算額	うち市からの 支出額	支出区分
H19	ブルダウンで選択	円	円	ブルダウンで選択
H20	ブルダウンで選択	円	円	ブルダウンで選択
H21	ブルダウンで選択	円	円	ブルダウンで選択
H22	ブルダウンで選択	円	円	ブルダウンで選択
H23	ブルダウンで選択	円	円	ブルダウンで選択
H24	ブルダウンで選択	円	円	ブルダウンで選択
H25	ブルダウンで選択	円	円	ブルダウンで選択
H26	ブルダウンで選択	円	円	ブルダウンで選択
H27	ブルダウンで選択	円	円	ブルダウンで選択
H28	ブルダウンで選択	円	円	ブルダウンで選択
H29	ブルダウンで選択	円	円	ブルダウンで選択
H30	ブルダウンで選択	円	円	ブルダウンで選択
R1	ブルダウンで選択	円	円	ブルダウンで選択

設問3 行政と市民活動団体等の役割分担について【H28年度以降に実施した協働推進事業対象】

- (1) 行政の役割について (担った役割すべてに■)
- 1 行政が持つ情報の提供 (具体的に: _____)
 - 2 行政が実施しやすい調整 (例: 使用許可、著作権処理、他機関との調整等) (具体的に: _____)
 - 3 企画の検討
 - 4 事業実施場所の確保
 - 5 広報・周知 (具体的に: _____)
 - 6 アンケートの作成・集計
 - 7 イベント等の当日の運営

- 8 公開プレゼンテーションや実施報告会に向けた書類・パワーポイント等の作成
- 9 事業資金の負担（一般財源から）
- 10 資金の調達（例：国庫補助等の補助金の獲得）
（具体的に： _____）
- 11 その他
（具体的に： _____）

(2) 市民活動団体等の役割について（担った役割すべてに■）

- 1 市民活動団体等が持つ専門的（または当事者としての）知識・スキルの提供
（具体的に： _____）
- 2 市民活動団体等が持つネットワークの提供
（具体的に： _____）
- 3 企画の検討
- 4 事業実施場所の確保
- 5 広報・周知
（具体的に： _____）
- 6 アンケートの作成・集計
- 7 イベント等の当日の運営
- 8 公開プレゼンテーションや実施報告会に向けた書類・パワーポイント等の作成
- 9 事業資金の負担（団体資金から）
- 10 資金の調達（補助金の獲得やクラウドファンディングの実施など）
- 11 その他
（具体的に： _____）

(3) 対面での打合せの頻度について（あてはまる頻度に■）

- 1 平均して月2回以上
 - 2 平均して月1回程度
 - 3 平均して2～3ヶ月に1回程度
 - 4 平均して半年に1回程度
 - 5 半年に1回より少ない
- 特記事項等（例：対面での打合せのほかに、メールで週1回程度連絡をとっていた。）

設問4 物品や成果物の帰属について
【H28年度以降に実施した協働推進事業対象】

(1) 物品の帰属について

- 1 協働推進事業実施中に10万円以上の物品を購入しましたか
 いいえ
 はい（→以下の項目への回答をお願いします）
- 2 購入した物品について
物品名（ _____）
金額（ _____）
帰属先 市 市民活動団体等 双方 明確な規定はない
保管状況（ _____）

(2) 成果物の帰属について

※著作権法上は著作物は作成者に帰属しますが、運用上どのように扱われているかを確認するもの

- 1 協働推進事業実施中に作成した成果物等であって、事業実施後も使用できるものがあります
 いいえ
 はい（→以下の項目への回答をお願いします）
- 2 成果物等について
成果物（ _____）
帰属先 市 市民活動団体等 双方 明確な規定はない
市の加工権限の有無 なし あり（→次の項目への回答をお願いします）
市が加工する場合… 市が自由に加工することができる
 団体に許可を取って市が加工することができる
 団体に依頼して団体に加工してもらうことができる
帰属先や加工権限等について明文化していますか いいえ
 はい（→書類を御提出ください）

御多忙の中御協力を賜り、誠にありがとうございました。